

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市固定資産（土地）評価に係る造成費に関する調査業務
発 注 課	財政局税政部固定資産税課
選 定 事 業 者	一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本件役務は、令和3年度の評価替えに対応するために、固定資産評価における市街化区域農地等及び農業用施設用地の造成費等を改めて算定するものである。</p> <p>業務の実施に当たっては、一般の鑑定評価のみならず、地方税法及び全国統一した評価方法が定められている評価基準についても精通している必要がある。</p> <p>また、他都市と札幌市の造成費の均衡を図るために、札幌市以外の政令指定都市における需給事情及び造成費等の情報を収集できること並びに札幌市における需給事情及び個別具体の価格形成要因に精通していることが必要である。</p> <p>加えて、固定資産の評価額の継続性、連続性を確保するため、現行の基準である平成30基準年度の造成費等との整合性を確保する必要がある。</p> <p>本市では、平成9年度の評価替え以降外部委託を行っており、当時より継続して一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社に本件役務を委託しているところ。</p> <p>以上から、本件役務の調達競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、上記相手方と随意契約を締結する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年6月24日